

令和8年度森林林業・木材産業未来戦略ビジョン調査業務に関する参加意思確認書の提出を求める公告

このことについて、下記のとおり、真庭バイオマス発電株式会社(以下「特定法人」という。)を契約相手方として、契約手続を行う予定としてますが、当該特定法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する他の者の有無を確認する目的で、「参加意思確認書」の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定法人との随意契約手続に移行する。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定法人と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書(または企画競争による企画提案書、指名競争による入札書)の提出を要請する予定である。

令和8年10月19日

真庭市長 太田 昇

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 令和8年度真庭市森林林業・木材産業未来戦略ビジョン調査業務
- (2) 業 務 概 要 別添「委託業務仕様書」による
- (3) 履 行 期 間 契約の日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 3,557,000 円(消費税及び地方消費税含む)

2. 契約予定先

岡山県真庭市勝山 1209
真庭バイオマス発電株式会社

3. 応募要件

当該案件に参加するものに必要な資格は次のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。(法人及びその他団体にあつては、その代表者またはその他役員を含む。以下同じ。)
- ② 団体等が賦課されているすべての税(国税及び地方税)、その他の本市に対する金銭債務について滞納がある者でないこと。
- ③ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- ④ 暴力団又は暴力団に関係すると認められる者でないこと。

※応募資格確認のため、岡山県警察本部に照会する場合があります。

- ⑥ 真庭市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程(平成 18 年告示第 202 号)に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑦ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

(2) 技術力に関する要件

- ① 真庭地域における林業・木材産業の流通や製材加工の産業構造等について十分な知見を有すること
- ② 森林由来のバイオマス系利活用における技術的な知見や安定供給体制の構築に関するノウハウを有していること

4. 応募手続

(1) 業務担当課名

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927-2

真庭市産業観光部林業・バイオマス産業課林業・バイオマス産業課係

電話 0867-42-5022 ファクシミリ 0867-42-3907

(2) 説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

- ① 交付期間：令和 8 年 10 月 19 日(月)から令和 8 年 10 月 28 日(水)まで
- ② 交付場所：(1)の場所に同じ

(3) 参加意思確認書(様式第 1 号)の提出期限、提出場所及び提出方法必要な要件を適宜選択

- ① 提出期限：令和 8 年 10 月 30 日(金) 正午まで
- ② 提出場所：(1)の場所に同じ
- ③ 提出方法：持参又は郵送等(書留郵便、配達記録郵便その他これに準ずる方法によるものに限る。)

5. 応募者が真庭市入札参加資格者名簿に登載されていない場合に必要の手続

(1) 参加資格確認申請書(様式第 2 号)の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限：4(3)①の期限に同じ
- ② 提出場所：4(1)の場所に同じ
- ③ 提出方法：4(3)③の方法に同じ

(2) 添付書類

- ① 法人に関する調書(様式第 3 号) 1 部
- ② 過去 5 年以内の事業実績(様式は任意とし、A4 版とする。縦横自由。枚数制限なし。) 1 部

(3)参加資格要件の審査

① 審査結果の通知

参加資格確認申請書を提出したものについては、審査の結果、不適合と認められるものに対してはその旨を通知する。この通知を受けたものは、この提案に参加することができない。

② 参加資格要件不適合の理由の説明要求

参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和 8 年 11 月 5 日(木)までに上記 4(1)の宛先に FAX する方法により、説明を求める書面を提出することができる。

6. 業務内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

当該業務にかかる仕様書等に関する質問は、仕様書に対する質問・回答書(様式第4号)で、FAX により行うこととし、令和8年10月28日(水)まで(午前9時から午後5時)とする。ただし、閉庁日は除く。

(2) 質問の回答

FAX により回答する。また、必要に応じて、内容を真庭市ホームページに掲載する。

(3) 質問の提出場所

上記4(1)の場所に同じ

(4) その他

参加意思確認書の提出後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る

(2) 関連情報を入手するための照会窓口4(1)に同じ

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書(または企画競争による企画提案書、指名競争による入札書)の提出を要請する際の提出予定期限：令和8年11月10日(火)12時00分

(4) 真庭市物品購入及び役務の提供等に係る参加資格審査規程に基づく入札参加資格者名簿に登載されていない者であっても4(3)により「参加意思確認書」を提出することができるが、その者が技術(または企画)提案書の提出者として選定された場合であっても、技術(または企画)提案書を提供するためには、技術(または企画)提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。